

- 七 議案第八十二号 西多摩農業共済事務組合規約の一部改正について
- 八 議案第八十三号 青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の一部改正について
- 九 議案第八十四号 西多摩衛生組合規約の一部改正について
- 十 議案第八十五号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正について
- 十一 議案第八十六号 西多摩地域広域行政圏協議会規約の一部改正について
- 十二 議案第八十七号 平成三年度福生市一般会計補正予算(第二号)
- 十三 議案第八十八号 平成三年度福生市一般会計補正予算(第三号)
- 十四 議案第八十九号 平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
- 十五 議案第九十号 平成三年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)
- 十六 議案第九十一号 福生市民会館大ホール舞台調光設備改良工事請負契約
- 十七 議案第九十二号 福生市民体育館主競技場窓枠改良工事請負契約
- 十八 議案第九十三号 下の川改修その五の二工事請負契約

陳情第三十号

義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情書

(陳情趣旨)

学校教育は、教員はもとより事務職員・栄養職員など、それぞれの職務を通して子供たちに行き届いた教育を保障するために頑張っています。

このように、今日学校教育に不可欠の事務職員・栄養職員であるにもかかわらず「国庫負担見直し」と称して、一九八四年以来七年間にわたって事務職員・栄養職員の給与費について国庫負担の適用を除外しようとしてきました。

既に国庫負担から適用除外されて、一般財源化された教材費が、全国各地で軒並み削減されている例のように、事務職員・栄養職員が国庫負担から除外されることになれば学校事務職員・栄養職員制度をないがしろにし、やがては義務教育費国庫負担制度そのものも危ういものとなりかねません。

また、御承知のように、国庫補助金一括削減法は時限立法としての期限が切れ、一般の法律として制定され、引き続き恒久的に削減されることになりました。恩給費も一般財源化されました。

大蔵省は今年また、次年度の予算編成に当たって、「国庫負担見直し」をいささかも変えていないし、大蔵省の諮問機関「財政制度審議会」の「歳出節減合理化の方策に関する報告」の中でも、義務教育費国庫負担制度について「国と地方の機能分担、費用負

担のあり方の観点から、制度の目的、発足以来の経過等も踏まえ、引き続き負担対象等について見直しをする必要がある」と述べています。これらの状況からして、国庫負担をめぐる情勢は今年もまた、これまで同様に厳しいと考えています。

教育をめぐる問題が大きくクローズアップしてきている今、子供たちに行き届いた教育を保障する上で、不可欠の役割を果たしている学校事務職員・栄養職員の給与費を含む国庫負担制度を何としても守らなくてはならないと思っています。

昨年も、貴議会におきまして、この件につきまして陳情を御採択いただき、国庫負担制度を守る上で多大な御尽力をいただきました。今年度も左記事項を貴議会に陳情申し上げますので、ぜひとも御採択いただけますようお願い申し上げます。

(陳情事項)

一、大蔵省・自治省・文部省に対して「義務教育費国庫負担制度を堅持する意見書」を提出していただきたい。

二、大蔵省・自治省・文部省に対して「既に除外した教材費・旅費などの復元を求める意見書」を提出していただきたい。

陳情者

青梅市西分町三一三六

東京都教職員組合西多摩支部

執行委員長

大槻正友

印

青梅市師岡町二一二二一四

東京都教職員組合西多摩支部

事務職員部長

立石正夫

印

福生市議会議長

赤星行人殿

陳情第三十一号

拙速なる日朝国交正常化に反対する意見書提出に関する陳情書

去る第三回目の日朝国交正常化交渉において、北朝鮮は我が国に対し、誠意ある態度を一切見せませんでした。

特に、大韓航空機爆破事件の犯人、金賢姫元工作員の証言で明らかにされたように、日本女性「李恩恵」を不法に拉致したことは、動かし難い事実と判明いたしました。これ以上の人権と国家の主権の侵害行為はありません。ところが、この問題の指摘に対し、北朝鮮代表は我が国に対し「侮辱」、「謀略」と激しくなじるのみでした。さらには「恩恵」失踪に前後して福井・新潟・鹿児島・富山の各県でも同様の事件が起っています。

このように我が国国民を対象とする不法拉致、連行といった明白な犯罪行為の真相を明らかにせずして、国交正常化交渉を続けることは我が国のためにも有益ではありません。

ゆえに、日本政府は北朝鮮に対し毅然とした姿勢をもって、問題解決を迫るべきです。以上の問題解決のないままに日朝国交正常化樹立を実現することは、我が国を大変危険に陥れることになります。

貴議会におかれましては、政府関係当局が早まった日朝国交樹立を成すことのないよう意見書を提出してくださるようお願いいたします。

平成三年八月二十六日

陳情者

青梅市友田町四一二八一

細谷 楸雄

印

福生市議会議長

赤星 行人 殿

福議発第一四六号

平成三年八月二十八日

殿

福生市議会議長 赤 星 行 人

議案説明員の出席要求について

平成三年第三回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 九月 四 日（水） 午前十時
二 場 所 福生市議会議場

平成 3 年 度
第 1 回

定期監査報告書

教育委員会事務局社会教育課

市民体育館

熊川体育館

福生市監査委員

第 1 号 (第 1 号)

回 1 次 (全期 1 2 3 回)

宝 庫 査 査 告 告

福生市教育委員会

福生市教育委員会

福生市教育委員会

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

写

福監発第 14 号
平成 3 年 6 月 18 日

福生市長

石 川 彌 八 郎

福生市議会議長

殿

赤 星 行 人

福生市教育委員会委員長

大 野 達 夫

福生市監査委員 持 田 力 ⑧
同 林 田 武 ⑧

平成 3 年度第 1 回定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

1. 監査の結果

財務に関する事務処理については、おおむね適正であったが、一部に留意事項が認められたので、今後の改善のために、適切に処理されることを要請する。

以下事務処理の執行に係る監査した事項について記述する。

1. 事務分掌は、次のとおりである。

定期監査報告書

I 監査の概要

1 監査の対象

教育委員会事務局社会教育課、市民体育館、熊川体育館

2 監査の範囲

平成2年4月1日から平成3年3月31日までの間に執行された財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成3年4月8日から平成3年5月22日まで

4 監査の方針

監査にあたっては、監査対象となった教育委員会事務局社会教育課、市民体育館、熊川体育館における事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

(2) 備品の管理状況について

(3) 社会教育事務事業について

(4) 社会体育事務事業について

(5) 社会体育施設（体育館を除く）の管理運営について

(6) 体育館及び地域会館の管理運営について

(7) 文化財に関する事務事業について

II 監査の結果

財務に関する事務処理については、おおむね良好と認められたが、一部に留意事項が見受けられたので、今後の予算執行にあたっては、適切に処理されることを要望する。

以下事務事業の執行に係る監査した事項について記述する。

1 事務分掌は、次のとおりである。

社会教育係

- (1) 社会教育計画に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育団体の育成及び必要な援助に関すること。
- (4) 社会教育の教材教具の貸出しに関すること。
- (5) 青少年問題協議会に関すること。
- (6) 青少年及び成人教育の計画指導に関すること。
- (7) 社会教育に係る諸調査及び統計に関すること。
- (8) 福生市プチギャラリー（物産展示室を除く）に関すること。
- (9) その他社会教育に関すること。
- (10) 課内庶務に関すること。

文化財係

- (1) 文化財に関すること。
- (2) 文化財保護審議会に関すること。
- (3) 郷土資料室の管理運営に関すること。

社会体育係

- (1) 体育指導委員に関すること。
- (2) 社会体育団体の育成及び必要な援助に関すること。
- (3) 社会体育及びレクリエーションの計画、実施及び指導に関すること。
- (4) 社会体育施設（体育館を除く）の管理運営に関すること。
- (5) 学校施設の目的外使用許可に関すること。
- (6) その他社会体育に関すること。

体育館

- (1) 体育館の公印の管守に関すること。
- (2) 体育館の文書の収受及び発送に関すること。
- (3) 体育館の予算の経理、物品の出納及び保管に関すること。
- (4) 体育館の施設、備品の貸与、管理及び警備に関する

こと。

- (5) 体育館の使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (6) 社会体育団体の育成及び必要な援助に関すること。
- (7) 社会体育及びレクリエーションの企画実施並びに指導に関すること。
- (8) その他体育館の管理に関すること。

地域会館

- (1) 会館の公印の管守に関すること。
- (2) 会館の文書の収受及び発送に関すること。
- (3) 会館の予算の経理、物品の出納及び保管に関すること。
- (4) 会館の施設、備品の貸与、管理及び警備に関すること。
- (5) 会館の使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (6) 地域の公共的団体の連絡調整及び援助に関すること。
- (7) 前各号のほか、会館の運営に関すること。

2 職員の配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

区分	職名	課長	係長	主事	計
社会教育課	社会教育係	1	3	6	10
	文化財係		1	1	2
	社会体育係		1	3	4
	市民体育館		1	2	3
	熊川体育館		1	2	3
	計	1	5	10	16

3 予算の執行状況について

予算の執行状況は別表1のとおり、その目的に従いおおむね適正に執行されているものと認められた。

(1) 歳入

使用料、国庫支出金、都支出金等があるが、これ等は順調に収入されており、その事務処理は適正である。

(2) 歳出

予算はおおむね順調に執行されているが、青少年問題協議会費において、一部当初の計画どおり執行されていないものが見受けられた。青少年健全育成等重要な事業を推進するうえでも、より計画的な予算執行をされるよう要望する。

ア 超過勤務手当、休日給の支給状況について

休日、夜間等の行事が多く、さらに本年は市制20周年記念事業が行われたため、超過勤務時間数も例年に比較して多くなっているが、時間数の集計方法に一部誤りが見受けられたので、今後、集計にあたっては慎重に行われたい。

イ 旅費の支給状況について

計数に誤りはなく適正である。

ウ 前渡金の経理状況について

報償費、賃金、報酬、職員旅費等で120件あるが、支払日から精算まで長期にわたるものが、2件見受けられた。要件終了後は、速やかに精算されるよう要望する。

4 備品の管理状況について

台帳が整備されており、管理・記録は適正である。

5 社会教育事務事業について

社会教育関係団体、青少年問題対策事業等に対する補助金交付事務は適正に行われており、各事業は、その目的に従い適正に執行されているものと認められた。

6 社会体育事務事業について

生涯スポーツ振興のための体育施設や備品の整備事業は適切に行われているものと認められた。又、スポーツ教室、主催事業及び後援事業も適時に実施されているものと認められた。

7 社会体育施設（体育館を除く）の管理運営について

各施設の使用料については、出納簿が整備されており、現

金の保管、返還金の処理も適正と認められた。

各委託契約については、関係書類を抽出、審査したが、その事務処理は適正であり、委託業務の執行状況も適正であると認められた。

8 体育館及び地域会館の管理運営について

使用料は、出納簿により管理されており、現金の保管も適正と認められた。また、各委託契約については、その事務処理は適正であり、委託業務も良好に行われているものと認められた。

9 文化財に関する事務事業について

文化財調査事業、郷土資料室事業等は適切に施行されているものと認められた。